

近世後期対馬藩の朝鮮通詞

はじめに

近世日本は、限られた場所で外交・貿易をおこなうことで対外関係を管理していた。その中で、唯一、外交関係を結んだ国家が朝鮮である⁽¹⁾。日朝間の日常的な外交折衝は、朝鮮釜山におかれた対馬藩の出先機関、倭館⁽²⁾でおこなわれた。その際、外交の事前折衝をおこなったのが、朝鮮通詞（以下、通詞⁽³⁾と表記）である。

対馬藩の通詞は、単なる通訳官にとどまらない。倭館を統括する対馬藩上級藩士（館守）が記した『倭館館守日記』⁽⁴⁾をひもとくと、通詞が、朝鮮の日本語通訳官である倭学訳官⁽⁵⁾（以下、訳官と表記）と、館守の同席なく話

酒井 雅代

し合ったり、倭館外にある訳官の宿所を訪れたりしていることがわかる。通詞は、対馬藩や倭館館守の指示を受けながらも、「中間二而宜ク取扱⁽⁶⁾」うことを期待されていた。つまり通詞は、日朝間の問題を解決に導く、いわば下級外交官ともいえるべき存在であり、館守・裁判⁽⁷⁾・一代官⁽⁸⁾など朝鮮業務にかかわる藩士と並んで、町人身分でありながらも「隣交之義二付、通詞より切要成役人ハ無之⁽⁹⁾」ものと見なされていた。

このように通詞は重要視されていたが、もともとは、朝鮮貿易にかかわることで語学力をつけた町人層を、藩が御用に応じて利用したものであった。藩儒雨森芳洲の建議を経て、藩が自ら通詞の養成をおこなうようになったのは、享保一二年（一七二七）のことである。

それまでの経緯や養成の内容については、すでに田代和生⁽¹⁰⁾や米谷均⁽¹¹⁾が詳細に明らかにしている。また、その養成が近代初期の朝鮮語教育につながる点は、松原孝俊・趙眞璟⁽¹²⁾が論じている。明治初年の朝鮮語教育については、大曲美太郎や小倉進平など戦前からの成果⁽¹³⁾がある。

通詞の具体的な活動については、米谷均⁽¹⁴⁾が一八世紀末の朝鮮信使の易地聘礼交渉期⁽¹⁵⁾を対象に、木村直也⁽¹⁶⁾が近世後期や幕末の事例を素材に、それぞれ通詞の情報収集について述べている。両論稿で取り上げられた小田幾五郎という通詞は多くの史料を残したが、鶴田啓⁽¹⁷⁾がその史料の一部を紹介している。そのうち、訳官から通詞へ送られたハングル書簡については長正統⁽¹⁸⁾が検討している。

一方で、通詞の残した著作については、近年、大韓民国で多くの研究が発表されており、たとえば箕輪吉次や小幡倫裕などの研究⁽¹⁹⁾が挙げられる。しかし、その関心は、通詞の朝鮮・朝鮮文化認識に集中している。

つまり、これまでの研究は、近世中期の藩による通詞養成に焦点が当てられており、その後については、小田幾五郎という通詞個人の活動や朝鮮文化認識といった、特定の問題に関心が収斂されている。しかしながら、日

朝関係は、幕府が実務を対馬藩に任せ、対馬藩が倭館館守などの上級藩士を通じて、通詞に交渉をさせるという構造のもとで成り立っている。その中で、藩が、朝鮮語学習を町人の手にゆだねるのではなく、通詞となる者を自ら養成し、通詞を藩政機構の中に位置づけようとしたことは、藩政にとつての大きな転換である。

この点に鑑みると、享保一二年（一七二七）における通詞養成制度の成立から一九世紀にかけて、そうした制度を紹介して通詞機構がどのように運用されてきたのか、その実態分析が欠けている現況は克服すべきであろう。

そこで、まず、先行研究でこれまで度々言及されてきた小田幾五郎を取り上げ、彼が通詞として送った一生を概観しながら⁽²⁰⁾、対馬藩における通詞の職務分掌、階層構成、昇進の様子などを例示する。その上で、対馬藩政に位置づけられた通詞を、実態をふまえながら制度的に追究することにした。

小田幾五郎は、幼名を五郎八といい、宝暦四年（一七五四）、対馬藩の特権商人「六十人⁽²¹⁾」の家に生まれた。明和四年（一七六七）には倭館で朝鮮詞稽古に励み、安永三年（一七七四）、詞稽古御免札を認められ、藩公認語

学生となった。御免札を認められると、藩から稽古料を得ながら倭館で語学学習をすることができた。後述するように、御免札の者には、朝鮮人漂流民を倭館に送り届ける職務が命じられることが多かった。幾五郎も、安永六年（一七七七）、五人通詞の時に漂民送賄通詞をつとめた。

安永五年（一七七六）に五人通詞（後述）となり、専門の通詞身分である「通詞中」の仲間入りを果たした。五人通詞のうち二く三人は、倭館に滞在して職務をおこなっていた。幾五郎も、安永七年（一七七八）、倭館で裁判御用（後述）の通詞をつとめた。安永八年（一七七九）には稽古通詞に昇進した。

稽古通詞以上になると、朝鮮勤番とよばれる倭館詰めの職務が回ってくる。幾五郎は、天明元年（一七八一）、勤番を命じられた。この年は、倭館の対馬藩士たちによる闖出（倭館外への示威）、交奸（日本人による朝鮮人女性の買春）、殺人など事件が次々起り、朝鮮側との折衝で多忙を極めた。天明七年（一七八七）からは長崎勤番⁽²³⁾をつとめた。通常一年で交代のところ、「御算用」などにも携わり、六年滞在した。この間、寛政元年（一七八九）

には本通詞に昇進した。

寛政四年（一七九二）、長崎から帰国した冬にすぐ、朝鮮勤番を命じられた。勤番を終えた後も、朝鮮信使来聘交渉のため倭館に勤務しつづけ、「御用」通詞（後述）の中心となって活躍した。その功績が認められ、寛政七年（一七九五）には最高位の大通詞にまで昇進し、享和三年（一八〇三）には帯刀を許された。文化三年（一八〇六）には、自身は町人身分にもかかわらず、子供一人を中級藩士である大小姓の養子にすることが認められた。

そうした昇進の一方で、来聘交渉が頓挫すると、幾五郎は「勤方不埒」として倭館で禁足を命じられた。親しく付き合っていた訳官らがひそかに幾五郎のもとを訪れた際、「長髪」で口髭まで真つ白な幾五郎の様子に、心を痛めるほどであった⁽²⁴⁾。文化八年（一八一二）にようやく赦され、文化度の朝鮮信使来聘にかかわった。

その後も文化一四年（一八一七）に朝鮮勤番をつとめた。勤務のかたわら、朝鮮詞指南方として、通詞から幼少の者までの朝鮮語指導に力を注ぎ、文政六年（一八二三）に大通詞を退いた後は、詞稽古指南役頭として後進の指導をおこなった。

安永2 (1773)	安永3 (1774)	安永4 (1775)	安永5 (1776)	安永6 (1777)	安永7 (1778)
依最兵衛	依最兵衛 (～2/28) 荒川惣吉郎 (2/28～) 小田常四郎 (2/28～)	荒川惣吉郎 小田常四郎	荒川惣吉郎 小田常四郎	荒川惣吉郎 小田常四郎	荒川惣吉郎 小田常四郎 吉松清右衛門 (仮大通詞)
荒川惣吉郎 小田常四郎 安武平右衛門	荒川惣吉郎 (～2/28) 小田常四郎 (～2/28) 安武平右衛門 矢木茂吉 (2/晦～11/3) 吉松清右衛門 (2/晦～) 東田太四郎 (11/3～)	安武平右衛門 吉松清右衛門 東田太四郎 (～2/15) 円嶋新蔵(信蔵) (2/15～)	安武平右衛門 吉松清右衛門 円嶋信蔵 (～9/24) 今津儀之介 (9/26～)	安武平右衛門 吉松清右衛門 今津儀之介	安武平右衛門 吉松清右衛門 (～12/24) 今津儀之介 (差除か) 中嶋十郎治 (閏7/10～) 朝野最蔵 (10/29～)
吉松清右衛門 矢木茂吉 東田多四郎	吉松清右衛門 (～2/晦) 矢木茂吉 (～2/晦) 東田太四郎 (～11/3) 円嶋新蔵 (2/晦～) 阿比留佐吉 (2/晦～) 今津儀之助 (11/3～)	円嶋新蔵 (～2/15) 阿比留佐吉 今津儀之助 中嶋十郎治 (2/15～)	阿比留佐吉 (～1/9) 今津儀之助 (～9/26) 中嶋十郎治 住永甚蔵 (1/9～) 朝野最蔵 (9/26～)	中嶋十郎治 住永甚蔵 朝野最蔵	中嶋十郎治 (～閏7/10) 住永甚蔵 (～2/19) 朝野最蔵 (～10/29) 福山弥五郎 (2/29～) 白水文治 (閏7/10～) 中村芳之助 (10/29～)
青柳伊吉 (～8/14) 円嶋新蔵 阿比留佐吉 今津儀之助 津和崎又太郎 (～8/14) 住永甚蔵	円嶋新蔵 (～2/晦) 阿比留佐吉 (～2/晦) 今津儀之助 (～11/3) 住永甚蔵 朝野最蔵 福山弥五郎 (3/2～) 白水文治 (3/2～) 中村芳之助 (11/3～)	住永甚蔵 朝野最蔵 福山弥五郎 白水文治 中村芳之助 沢田治右衛門 (五人通詞次席、 12/1～)	住永甚蔵 (～1/9) 朝野最蔵 (～9/26) 福山弥五郎 白水文治 中村芳之助 小田五郎八 (1/9～) 牛田善太郎 (9/26～) 沢田治右衛門 (五人通詞次席)	福山弥五郎 白水文治 (～閏7/10) 中村芳之助 小田五郎八 牛田善太郎 沢田治右衛門 (五人通詞次席)	福山弥五郎 (～2/29) 白水文治 (～閏7/10) 中村芳之助 小田五郎八 牛田善太郎 梯重五郎 (2/29～) 小田弥太郎 (閏7/10～) 小田常之允 (10/29～) 沢田治右衛門 (五人通詞次席)

【表1】通詞の人数・昇進

	明和4 (1767)	明和5 (1768)	明和6 (1769)	明和7 (1770)	明和8 (1771)	安永1 (1772)
大通詞	阿比留俊三郎 (大通詞格) 渡島次郎三郎(*)	渡島次郎三郎 (~4/13) 俵要助 (4/13~)	俵要助	俵要助	俵要助(最兵衛)	俵最兵衛
本通詞	俵要助 春田治介(*)	俵要助 (~4/13) 河村助五郎(*) 春田治介 荒川恕吉郎 (4/13~)	河村助五郎 (~1/16) 春田治介 荒川恕吉郎 小田常四郎 (1/16~)	春田治介 荒川恕吉郎 小田常四郎	春田治介 (~10/21病死) 荒川恕吉郎 小田常四郎 安武平右衛門 (10/21~)	荒川恕吉郎 小田常四郎 安武平右衛門
稽古通詞	江口寿吉 (~9/12か) 小田常四郎 (~10/4か) 安武平右衛門 (9/12~)	荒川恕吉郎 (~4/13) 安武平右衛門 吉松清右衛門 (4/13~)	安武平右衛門 吉松清右衛門 小田常四郎 (~1/16) 矢木茂吉 (1/19~)	安武平右衛門 吉松清右衛門 矢木茂吉	安武平右衛門 (~10/21) 吉松清右衛門 矢木茂吉 東田多四郎 (10/21~)	吉松清右衛門 矢木茂吉 東田多四郎
五人通詞	扇善吉 (~1/21) 安武平右衛門 (~9/12) 山分庄次郎 (~12/11) 矢木茂吉 東田太四郎 青柳伊吉 阿比留佐吉 円嶋新藏 阿比留佐吉 (9/14~) 今津儀之助 (12/11~) 田中伝八郎	吉松清右衛門 (~4/13) 矢木茂吉 東田太四郎 青柳伊吉 阿比留佐吉 今津儀之助 田中伝八郎 津和崎又太郎 (4/13~)	矢木茂吉 (~1/19) 東田太四郎 青柳伊吉 阿比留佐吉 円嶋新藏 阿比留佐吉 今津儀之助 田中伝八郎 津和崎又太郎 住永甚藏 (1/19~)	東田太四郎 青柳伊吉 阿比留佐吉 今津儀之助 田中伝八郎 津和崎又太郎 住永甚藏	東田太四郎 (~10/21) 青柳伊吉 阿比留佐吉 今津儀之助 津和崎又太郎 住永甚藏	青柳伊吉 阿比留佐吉 今津儀之助 津和崎又太郎 住永甚藏

凡例：『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（大韓民国国史編纂委員会所蔵）をもとに、日付・人名を記した。日付は、朝鮮御用支配の発令日を記した。人名にブレがあるものは、便宜上一つに統一した。改名や仮大通詞などの職位はカッコ内に記した。
(*)は、典拠史料には記載がないが、その職位にいたと思われる場合記した。

天明5 (1785)	天明6 (1786)	天明7 (1787)	天明8 (1788)	寛政1 (1789)	寛政2 (1790)
小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門
福山伝左衛門 白水格右衛門 (~2/2) 東田太四郎 中村芳之介 (2/2~)	福山伝左衛門 東田太四郎 中村芳之介	福山伝左衛門 東田太四郎 中村芳之介	福山伝左衛門 東田太四郎 (~2/19) 中村芳之介 朝野最藏 (2/19~)	福山伝左衛門 (~9/4) 中村芳之介 朝野最藏 小田幾五郎 (9/4~)	中村芳之介 朝野最藏 小田幾五郎
中村芳之助 (~2/2) 小田幾五郎 牛田善太郎 小田登介 (2/2~)	小田幾五郎 牛田善太郎 小田登介	小田幾五郎 牛田善太郎 小田登介	小田幾五郎 牛田善太郎 小田登介	小田幾五郎 (~9/4) 牛田善太郎 小田登介 梯感兵衛 (9/4~)	牛田善太郎 小田登介 梯感兵衛
梯治助 小田登介 (~2/2) 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 奥村栄治 (2/2~)	梯治助 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 奥村栄治	梯治助 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 奥村栄治	梯治助 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 奥村栄治	梯治助(感兵衛) (~9/4) 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 奥村栄治 (~9/4) 小田松次郎 (9/4~) 吉松忠五郎 (9/4~)	荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 小田松次郎 吉松忠五郎

	安永8 (1779)	安永9 (1780)	天明1 (1781)	天明2 (1782)	天明3 (1783)	天明4 (1784)
大通詞	荒川惣吉郎 (病死か) 小田常四郎 吉松清右衛門 (10/12～)	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門
本通詞	安武平右衛門 中嶋十郎治 朝野最藏 福山弥五郎 (10/12～)	安武平右衛門 (～12/13) 中嶋十郎治 朝野最藏 福山弥五郎 白水格右衛門 (12/25～)	朝野最藏 福山弥五郎(伝左 衛門) 白水格右衛門	朝野最藏 福山伝左衛門 白水格右衛門	朝野最藏 福山伝左衛門 白水格右衛門	朝野最藏 (～閏1/9) 福山伝左衛門 白水格右衛門 東田太四郎 (閏1/9～)
稽古通詞	福山弥五郎 (～10/12) 白水文治(格右衛 門) 中村芳之助 小田五郎八(幾五郎) (10/12～)	白水格右衛門 (～12/25) 中村芳之助 小田幾五郎 牛田善太郎 (12/25～)	中村芳之助 小田幾五郎 牛田善太郎	中村芳之助 小田幾五郎 牛田善太郎	中村芳之助 小田幾五郎 牛田善太郎	中村芳之助 小田幾五郎 牛田善太郎
五人通詞	小田五郎八(幾五郎) (～10/12) 牛田善太郎 梯重五郎 小田弥太郎 小田常之允 荒川栄助 (10/12～) 沢田治右衛門 (五人通詞次席)	牛田善太郎 (～12/25) 梯重五郎 小田弥太郎 小田常之允 荒川栄助 吉松善右衛門 (12/25～) 沢田治右衛門 (五人通詞次席)	梯重五郎(治助) 小田弥太郎(四郎 兵衛) 小田常之允(登 介) 荒川栄助 吉松善右衛門 沢田治右衛門 (五人通詞次席) →病死	梯治助 小田四郎兵衛 小田登介 荒川栄助 吉松善右衛門	梯治助 小田四郎兵衛 小田登介 荒川栄助 吉松善右衛門	梯治助 小田登介 荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 (閏1/16～)

寛政9 (1797)	寛政10 (1798)	寛政11 (1799)	寛政12 (1800)	享和1 (1801)	享和2 (1802)
小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎
朝野最藏 牛田善太郎 小田登介	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介
梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助 (3/8~)	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助
荒川栄助 小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水文七 久光市次郎 (12/24~)	荒川栄助 小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水文七(庄藏) 久光市次郎	荒川栄助 (~3/8) 小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水庄藏 久光市次郎	小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水庄藏 久光市次郎	小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水庄藏 久光市次郎	小田松次郎 川本稲之介 陶山弥七郎 白水庄藏 久光市次郎

	寛政3 (1791)	寛政4 (1792)	寛政5 (1793)	寛政6 (1794)	寛政7 (1795)	寛政8 (1796)
大通詞	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎 (12/14～)	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎
本通詞	中村芳之介 朝野最藏 小田幾五郎	中村芳之介 朝野最藏 小田幾五郎	中村芳之介 朝野最藏 小田幾五郎	中村芳之介 (～3/22) 朝野最藏 小田幾五郎 牛田善太郎 (3/26～)	朝野最藏 小田幾五郎 (～12/14) 牛田善太郎	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介 (3/12～)
稽古通詞	牛田善太郎 小田登介 梯感兵衛	牛田善太郎 小田登介 梯感兵衛	牛田善太郎 小田登介 梯感兵衛	牛田善太郎 (～3/26) 小田登介 梯感兵衛 吉松善右衛門 (2/24～)	小田登介 梯感兵衛 吉松善右衛門	小田登介 (～3/12) 梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 (3/12～)
五人通詞	荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 小田松次郎 吉松忠五郎	荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 小田松次郎 吉松忠五郎	荒川栄助 吉松善右衛門 安武徳次郎 小田松次郎 吉松忠五郎	荒川栄助 吉松善右衛門 (～2/24) 安武徳次郎 (町代官仮役に、 五人通詞差免) 小田松次郎 吉松忠五郎(右 助) 川本稲之介 (2/24～) 陶山弥七郎 (2/24～)	荒川栄助 小田松次郎 吉松右助 川本稲之介 陶山弥七郎	荒川栄助 小田松次郎 吉松右助 (～3/12) 川本稲之介 陶山弥七郎 白水文七 (3/12～)

文化6 (1809)	文化7 (1810)	文化8 (1811)	文化9 (1812)	文化10 (1813)	文化11 (1814)
小田幾五郎 (禁足) 吉松善右衛門 久光市次郎 梯感兵衛 (6/13～) 円嶋茂兵衛 (9/21～)	小田幾五郎 (禁足) 吉松善右衛門 久光市次郎 梯感兵衛 円嶋茂兵衛	小田幾五郎 吉松善右衛門 久光市次郎 梯感兵衛 円嶋茂兵衛	小田幾五郎 梯感兵衛	小田幾五郎 梯感兵衛	小田幾五郎 梯感兵衛
梯感兵衛 (～6/13) 吉松右助 (禁足)	吉松右助 (禁足) 小田松次郎 (10/13～) 川本信七 (10/13～)	吉松右助(与左衛門) 小田松次郎 川本信七 天本吉五郎 (2/28～)	吉松与左衛門 小田松次郎(*) 川本信七 天本吉五郎	吉松与左衛門 小田松次郎(*) 川本信七 天本吉五郎	吉松与左衛門 小田松次郎 (差免か) 川本信七 天本吉五郎 白水四郎治 (9/18～)
小田松次郎 川本稲之介 天本吉五郎 円嶋茂兵衛 (～9/21)	小田松次郎 (～10/13) 川本稲之介(信七) (～10/13) 天本吉五郎 広瀬与市 (10/13～) 殿村周蔵 (10/13～) 福山伝兵衛 (10/13～)	天本吉五郎 (～2/28) 住野喜兵衛(喜助) (7/7～) 広瀬与市 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田勝吉 (2/28～) 齊藤利右衛門 (7/9～) 朝野又右衛門 (7/9～)	住野喜兵衛 広瀬与市 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田勝吉 齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 朝野又右衛門 (稽古通詞格)	住野喜兵衛 広瀬与市 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田勝吉 齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 朝野又右衛門 (稽古通詞格)	住野喜兵衛 広瀬与市 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田勝吉(伍作) 齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 朝野又右衛門 (稽古通詞格)
小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 殿村周蔵 福山福次郎 中尾吉五郎 中村格治	小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 (～10/13) 殿村周蔵 (～10/13) 福山福次郎(伝兵衛) (～10/13) 中尾吉五郎(弁吉) 中村格治 小田平次郎 (5/19～) 高木勘右衛門 (5/19～) 住永恵吉 (10/13～) 中村卯兵衛 (10/13～) 朝野左右作 (10/13～)	小田勝吉 (～2/28) 飯島長治 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 高木勘右衛門 中村卯兵衛 住永恵吉(*) 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎 (2/28～) 白水庄蔵 (7/7～)	飯島長治 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 高木勘右衛門 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎 白水庄蔵	飯島長治 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 高木勘右衛門 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎 白水庄蔵(四郎治)	飯島長治 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 高木勘右衛門 (一期切町代官に) 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎 白水四郎治 (～9/18)

	享和3 (1803)	文化1 (1804)	文化2 (1805)	文化3 (1806)	文化4 (1807)	文化5 (1808)
大通詞	小田常四郎 吉松清右衛門 小田幾五郎	小田常四郎 吉松清右衛門 (～11/23) 小田幾五郎	小田常四郎 小田幾五郎	小田常四郎 小田幾五郎 朝野最藏 (11/20～) 牛田善兵衛 (11/20～)	小田常四郎 小田幾五郎 (禁足) 朝野最藏 (～4/26) 牛田善兵衛 (禁足) 東田庄右衛門	小田常四郎 (～6/28) 小田幾五郎 (禁足) 牛田善兵衛 (禁足→牢居) 吉松善右衛門 (9/14～) 久光市次郎 (9/14～)
本通詞	朝野最藏 牛田善太郎 小田登介 (～8/25) 梯感兵衛 (5/1～)	朝野最藏 牛田善太郎 梯感兵衛	朝野最藏 牛田善太郎(善 兵衛) 梯感兵衛	朝野最藏 (～11/20) 牛田善兵衛 (～11/20) 梯感兵衛 吉松善右衛門 (11/20～) 吉松右助 (11/20～)	梯感兵衛 吉松善右衛門 吉松右助 (禁足)	梯感兵衛 吉松善右衛門 (～9/14) 吉松右助 (禁足)
稽古通詞	梯感兵衛 (～5/1) 吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助 (～3/20) 荒川栄助 小田松次郎 (5/1～)	吉松善右衛門 吉松右助 荒川栄助 (～3/20) 小田松次郎 川本稲之介 (3/20～)	吉松善右衛門 吉松右助 小田松次郎 川本稲之介	吉松善右衛門 (～11/20) 吉松右助 (～11/20) 小田松次郎 川本稲之介 天本吉五郎 (11/20～) 久光市次郎 (11/20～)	小田松次郎 川本稲之介 天本吉五郎 久光市次郎 住野喜助 (12/21～) 門嶋正右衛門 (12/21～)	小田松次郎 川本稲之介 天本吉五郎 久光市次郎 (～9/14) 門嶋正右衛門 (茂兵衛)
五人通詞	小田松次郎 (～5/1) 川本稲之介 陶山弥七郎(*) 白水庄藏 久光市次郎 天本吉五郎 (10/3～) 住野喜助 (10/3～) 小田勝吉 (10/3～)	川本稲之介 (～3/20) 陶山弥七郎(*) 白水庄藏 (10/10差除) 久光市次郎 天野吉五郎 住野喜助 小田勝吉 飯島長治 (5/12～) 広瀬与市 (5/12～) 門嶋庄吉 (11/1～)	久光市次郎 (～9/2) 天本吉五郎 住野喜助 小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 門嶋庄吉 殿村周藏 (9/6～)	天本吉五郎 (～11/20) 住野喜助 小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 門嶋庄吉 (正右衛門) 殿村周藏	住野喜助 (～12/21) 小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 門嶋正右衛門 (～12/21) 殿村周藏 福山福次郎 (1/8～)	小田勝吉 飯島長治 広瀬与市 殿村周藏 福山福次郎 中尾吉五郎 (1/12～) 中村格治 (1/12～)

文政3 (1820)	文政4 (1821)	文政5 (1822)	文政6 (1823)	文政7 (1824)
小田幾五郎 梯定右衛門 住野喜兵衛 (大通詞格)	小田幾五郎 梯定右衛門 住野喜兵衛 (大通詞格)	小田幾五郎 (~閏1/10) 梯定右衛門 住永恵介 (閏1/10~) 住野喜兵衛 (大通詞格) 川本信七 (大通詞席)	梯定右衛門 住永恵介 住野喜兵衛 (大通詞格) 川本信七 (大通詞席)	梯定右衛門 住永恵介 住野喜兵衛 (大通詞格) 川本信七 (大通詞席)
川本信七 広瀬与市 小田伍作	川本信七 広瀬与市 小田伍作	川本信七 (~閏1/10) 広瀬与市 小田伍作	広瀬与市 小田伍作(管作)	広瀬与市 小田管作
中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎	中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎	中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎	中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎	中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎
齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)	齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)	齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)	齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)	齊藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)
住永恵吉 江口幸作 白水嘉蔵 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 津吉与一郎 吉松右助	住永恵吉 江口幸作 白水嘉蔵 (~7/12) 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 住永正兵衛 津吉与一郎 吉松右助 山田市平 (7/12~)	住永恵吉 江口幸作 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 津吉与一郎 (~10/3) 吉松右助 山田市平 小田熊作 (10/22~)	住永恵吉 江口幸作 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 吉松右助 山田市平 小田熊作	住永恵吉 江口幸作 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 吉松右助 山田市平 小田熊作

	文化12 (1815)	文化13 (1816)	文化14 (1817)	文政1 (1818)	文政2 (1819)
大通詞	小田幾五郎 梯感兵衛 白水四郎治 (忠右衛門) (大通詞仮役)	小田幾五郎 梯感兵衛 白水忠右衛門 (次郎三郎) (~12/18)	小田幾五郎 梯感兵衛(定右衛門) 住永治右衛門 (大通詞格町代官) 住野喜兵衛 (大通詞格)	小田幾五郎 梯定右衛門 住永治右衛門 (大通詞格町代官) 住野喜兵衛 (大通詞格)	小田幾五郎 梯定右衛門 住野喜兵衛 (大通詞格)
	吉松与左衛門 川本信七 天本吉五郎 住野喜兵衛 (6/17~)	吉松与左衛門 川本信七 天本吉五郎 住野喜兵衛	吉松与左衛門 (~5/3) 川本信七 天本吉五郎 (~11/10) 住野喜兵衛 (~11/8) 殿村周蔵 (11/10~) 広瀬与市 (11/10~)	川本信七 殿村周蔵 (~10/23) 広瀬与市 小田伍作 (11/9~)	川本信七 広瀬与市 小田伍作
稽古通詞	住野喜兵衛 (~6/17) 広瀬与市 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田伍作 齐藤利右衛門 (稽古通詞格) 朝野又右衛門 (~4/19)	広瀬与市 (~7/23、召放) 殿村周蔵 福山伝兵衛 小田伍作 飯島長治(翁介) (7/26~) 齐藤利右衛門 (稽古通詞格)	広瀬与市 (復帰~11/10) 殿村周蔵 (~11/10) 福山伝兵衛 (~8/16) 小田伍作 飯島翁介 中尾弁吉 (11/10~) 中村格治 (11/10~) 齐藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (12/28~)	小田伍作 (~11/9) 飯島翁介 (~10/24) 中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 (11/9~) 朝野雄作 (11/9~) 小田平次郎 (12/24~) 齐藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)	中尾弁吉 中村格治 中村卯兵衛 朝野雄作 小田平次郎 齐藤利右衛門 (稽古通詞格) 住野平九郎 (稽古通詞格)
	飯島長治 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎 (御檢約で人数削減、五人通詞御雇)	飯島長治(翁介) (~7/26) 中尾弁吉 中村格治 小田平次郎 高木勘右衛門 中村卯兵衛 朝野左右作 江口福次郎(幸作) (7/26~) 白水嘉蔵 (12/18~)	中尾弁吉 (~11/10) 中村格治 (~11/10) 小田平次郎 高木勘右衛門 中村卯兵衛 朝野左右作 江口幸作 白水嘉蔵 中野五兵衛 (11/10~)	小田平次郎 (~11/9) 高木勘右衛門 (~3/25) 住永恵吉 中村卯兵衛 (~11/9) 朝野左右作(雄作) (~11/9) 江口幸作 白水嘉蔵 中野五兵衛 津和崎又四郎 (3/25~) 上野善治 (11/9~) 住永弁治(正兵衛) (11/9~) 津吉与一郎 (11/9~) 吉松荒治(右助) (11/9~)	住永恵吉 江口幸作 白水嘉蔵 中野五兵衛 上野善治 住永正兵衛 津吉与一郎 吉松右助
五人通詞					

一 朝鮮通詞の人事

1 通詞の人数・昇進

近世後期の代表的な通詞の生き方を確認したところで、「通詞中」とよばれる通詞機構全体を見ていこう。

通詞の任免を記した『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』⁽²⁵⁾にもとづいて、明和四年（一七六七）から文政七年（一八二四）までの通詞中の成員を表したものが前頁までに掲げた表1である。通詞は、御免札の中から五人通詞に任じられることにはじまり、その後、稽古通詞、本通詞、大通詞と昇進していくが、表1から、近世後期においては、基本的には大通詞二人、本通詞三人、稽古通詞三〜五人で推移していることがわかる。

五人通詞は、時期により増減がある。宝暦度信使の前には「八人通詞」にまで増員されていたが、安永二年（一七七三）に減員され、次の信使来聘交渉が進みつつある享和三年（一八〇三）頃から再び増員され、一時は九人にまで至った。信使来聘の際には、臨時の「御雇」を含

めて多くの通詞を必要とするが、来聘時に雇用するだけではなく、来聘の数年前から正規の通詞とすることで、経験を積ませ、信使来聘に対処しようとしている。

ところが文化十一年（一八一四）、藩の「御儉約」にもなつて五人通詞の定数は再び削減され、文化一三年（一八一六）段階では七人となつている。⁽²⁷⁾藩が通詞を「自餘之役々と違、屹度御仕立不被置候而難叶」ものと認識する一方で、信使来聘のない「平常時」に雇用しつづける財政負担が障壁となり、通詞の人数は増減しているといえよう。この後、実現には至らなかつたものの、次の信使来聘交渉が進められた弘化・嘉永年間には再び増員され、少なくとも九人の五人通詞が確認⁽²⁸⁾できる。

表1の成員をそれぞれ見ていこう。本通詞・稽古通詞が、転任・病氣・死去などにより欠けると、それぞれ下位の職階の稽古通詞・五人通詞から「繰上」で昇進していることがわかる。明治初期に記されたと思われる『韓語稽古規則』⁽²⁹⁾では、本通詞は順次あるいは人選により任命され、稽古通詞は『隣語大方』を学習し終える程度の能力が必要とされているが、表1では、原則としていずれも在職年数順に選ばれている。

たとえば、安永九年（一七八〇）、通詞安武平右衛門の転任により、本通詞が一人減ってしまった。その際、稽古通詞であった三人を見てみると、白水格右衛門が稽古通詞在職二年五ヶ月（五人通詞から数えると六年九ヶ月）、同じく稽古通詞であった中村芳之助が在職二年二ヶ月（同六年一ヶ月）、小田幾五郎が一年二ヶ月（同五年）である。結果、在職期間が一番長い白水格右衛門が本通詞に昇進している。その他の場合も同様である。

わずかながら例外がある。御免札から稽古通詞に取り立てられた中嶋十郎治と、五人通詞から本通詞となった白水四郎治の事例である。

中嶋十郎治が御免札を得た時期は不明だが、明和五年（一七六八）段階で、すでに御免札を認められていた。

安永四年（一七七五）、通詞東田太四郎が別代官（私貿易担当官）となったことで、稽古通詞が「繰上」となった時、十郎治は五人通詞を経ずに稽古通詞に取り立てられた。これまで「町家之子共へ詞指南」をしており、「朝鮮詞達者」であったからだという。

もう一人の、白水四郎治の場合は、また別の理由があった。

【史料一⁽³⁰⁾】

右者、寛政八丙辰年五人通詞二召抱、是迄繰上等之御沙汰二不及、多年來神妙似合之勤筋令精勤候、元來朝鮮詞茂達者二而、年齢二随、諸向勘弁も厚、先祖代々之通詞勤二而自然と判事中馴染も深く、近年追々御内用向任官掛合等差含候処、毎事御注文通令熟談御用便を成し、夫二付、四郎治一ト先者御用向一時之様子、通詞方懈怠之時節有之候内、來聘之時分二差向、同前相仕立候後輩之ものハ皆々御扶持通詞二被召置候処、右不順順之所二茂不相拘、是迄五人通詞二罷在、実体勤筋令精勤寄特之段、此節及御沙汰、本通詞二差加候、（後略）

白水四郎治は、右のように、寛政八年（一七九六）に五人通詞に取り立てられたが、文化元年（一八〇四）、「通詞方懈怠之時節」があったため、通詞職を解かれていた。文化八年（一八一二）、朝鮮信使來聘にともない、朝鮮語のできる四郎治は五人通詞に復帰することが許された。表1で文化元年（一八〇四）の五人通詞を見ると、白水四郎治（当時は庄蔵）より年数の少ない五人通詞として、

久光市次郎や天野吉五郎の名前が確認できるが、四郎治が復帰した頃には二人ともすでに昇進している。

先ほど確認したように、本通詞までは、在職年数順の「繰上」が通例であった。後輩であった者に先に昇進されるという「不順順」な状況にもかかわらず、復帰後の四郎治は精勤し、円滑に交渉を進めたことから、稽古通詞を経ず本通詞に取り立てられた。

さて、通詞の最上席である大通詞は、本通詞・稽古通詞と異なり、単なる「繰上」によってその職位を得ることとはなく、経験や交渉能力の評価をふまえてはじめて任命された。

寛政七年（一七九五）には、本通詞としては年数が上の朝野最蔵を越えて、小田幾五郎が大通詞となり、文化五年（一八〇八）には、本通詞梯感兵衛ではなく、吉松善右衛門と久光市次郎が大通詞に任命されている。いずれも、信使来聘交渉で中心的役割を果たした通詞である。特に久光市次郎は、この時、稽古通詞から大通詞へと一つ飛びで昇進しており、難しい交渉を順調になしとげた点が高く評価され、大通詞に抜擢された。

通詞の中には、朝鮮語の能力や経験を生かして、貿易

業務にかかわる別代官や町代官⁽³¹⁾に途中で転任する者もいた。反対に、文政五年（一八二二）に大通詞になった住永恵介の場合は、長年の町代官勤務の中で貿易にかかわる交渉や朝鮮詞指南役をつとめた能力が買われて、大通詞となっている。

2 通詞の宛行（俸禄・手当）

次に、通詞の宛行について見ていきたい。享保一四年（一七二九）の史料では、大通詞の基本給は六人扶持、本通詞・稽古通詞は五人扶持とされ、加えて、朝鮮勤番の際には、「客料」として月に二人扶持や、合力銀とよばれる臨時手当が支給された⁽³²⁾。

ところが、財政的な理由からか、宝暦年（一七五一）の勤番の規定では、大通詞へは上下三人扶持に「客料」二人扶持・合力銀、本通詞へは二人扶持に「客料」二人扶持・合力銀となり、大幅に減額されている⁽³⁴⁾。それが、安永八年（一七七九）の「通詞一統御宛行増」で、いずれも上下三人扶持となつた上、「客料」も月に白米一俵となり、合力銀も増額された。また、大通詞に対しては、

別手当として年に白米五俵が支給された。

【史料二】⁽³⁵⁾

①為勤番朝鮮へ被差渡候通詞、彼地御宛行壺ヶ月白米二ヱ三俵ト三斗八升余と相見候、然処通詞方之儀者、②大庁を被絡置判事、入館之度毎令出會候付而者、衣服取繕者素り、入館毎二相応之饗応候事ニも相聞候処、時体につれ諸品も高直二相成、取賄方等可令難儀、(中略)別段之評議を以、③月々御合力銀五匁充御増被下候、(中略)④五人通詞之儀、朝鮮ニ於而壺ヶ月白米壹俵式斗六升余、外ニ為筆墨料壺ヶ月に銀參匁被下候事と相見候、然処、⑤五人通詞勤方之儀、勤番通詞二相並、判事申令出會候へハ勤之節々衣服等も可取繕儀、以来、⑥月々銀五匁三分三厘三毛充、此節御増被下候、(後略)

右の史料によれば、勤番通詞へは月に白米三俵三斗八升余りが(傍線部①)、倭館で職務を果たす五人通詞に対しては、月に白米一俵二斗六升余りおよび筆墨料が支給されていたことがわかる(傍線部④)。倭館滞在中は、訳

官が倭館を訪れるたびにそれなりの接待をしなければならず、衣服も取り繕わなければならないため費用がかさんだ(傍線部②・⑤)。その補填で、文化元年(一八〇四)一二月には、合力銀が増額された(傍線部③・⑥)。

【史料三】⁽³⁶⁾

勤番大通詞小田幾五郎①中帰国之間、御宛行半減御渡被下候段、御代官方より達有之、右二付難儀之事情、幾五郎より願出候付、(中略)小田幾五郎願書披見仕候、(中略)右延享四年被仰出置候通、②此節幾五郎御扶持・御合力半減相渡、且壺ヶ月白米五俵被成下分共二半減之差引ニヱ相渡様差図有之候付、夫々差引仕候義ニ御座候、

倭館に勤務する通詞は、外交交渉の経過を藩に報告し、対応を仰ぐため、館守の指示で「中帰国」、すなわち国元へ一時帰国することがあった。右によれば、その場合の宛行は、延享四年(一七四七)の仰出したが、半分と定められていた(傍線部①)。結果、大通詞小田幾五郎の場合は、扶持・合力銀および年に五俵の別手当が半減

となった（傍線部②）。享保一四年（一七二九）の規定と比較すると、大通詞の別手当を加えても宛行は減っており、倭館に滞在していない間はさらに少なかったことがわかる。

「通詞中」の範疇には含まれない御免札の者に対して、藩から手当が支給されていた。

【史料四】⁽³⁷⁾

私儀、先般朝鮮表へ稽古渡之儀奉願上候処、①居合通詞中人少二付御用支二可被為至依而、先ツ稽古渡見合候様被為仰達奉畏罷有候、然処私儀元來困窮之身分なから、幼稚之比より詞稽古相励、只一筋二夫而已二打傾キ罷在候身分二御座候得者、外二手職筋無御座多人数之家内撫育不得仕候付、②稽古渡二而茂仕候得者、於彼地稽古料外二世帯料として月々白米壹俵充被成下候故、其内を以様々儉約仕、乍鎖細袋米二而も差送家内撫育罷在候処、③御国へ罷在候得者、為稽古料二ヶ月振りに白米一俵充頂戴仕候斗二御座候故、何程儉約仕候而茂御奉公者素り、家内撫育方手届キ不申、当惑至極之躰二罷在候、（後略）

右は、御免札の陶山弥七郎の願書である。在国中の御免札の者へは、稽古料として二ヶ月で白米一俵が支給された（傍線部③）。一方、倭館での詞稽古の際には、稽古料の他に世帯料として月々白米一俵が支給された（傍線部②）が、これは、国元とは別に倭館で暮らしを立てるための手当である。願書を出した弥七郎は、これをやりくりして、わずかでも国元の家族に送っていたという。御免札での渡海は、単に町人身分で渡海するより朝鮮人とのやりとりに苦勞しない規定であるといひ⁽³⁸⁾、かつ右のように在国中より収入も多かつたから、御免札での渡海は利得があつた。しかし、国元に滞在している通詞の人数との兼ね合いで渡海が許可された（傍線部①）ため、倭館に滞在できない期間が続くと、収入面でも苦勞することとなった。

二 朝鮮通詞の職務

1 勤番通詞の職務

ここでは、通詞がどのような職務を果たしていたのか、

具体的に検討したい。

通詞中のうち、大通詞・本通詞・稽古通詞は、順に朝鮮・長崎での勤番についた。それぞれ、朝鮮勤番が二人、長崎勤番が一人（文化一〇年（一八一三）より二人⁽³⁹⁾）選ばれた。近世中期には、朝鮮勤番は二年とされ、毎年一人ずつ交互に交替することとされていた⁽⁴⁰⁾が、近世後期には一年勤務が通例となり、同時に二人交替することも少なくなかった。

まず、倭館館守の執務日記である『倭館館守日記』から、勤番通詞の職務を見ていこう⁽⁴¹⁾。

① 季節の行事

一月四日に、訓導・別差が館守のもとに年礼の挨拶に来た際、勤番通詞二人が同席する。訳官から「上江之御祝詞」が述べられた後、通詞も含めた全体より館守へ挨拶がなされ、雑煮や酒などをともにした。一月八日（一月九日）には私貿易の「初市」がおこなわれる⁽⁴²⁾が、その際、勤番通詞・五人通詞各一人が立ち会った。春に、倭館で訳官らと花見をおこなう時には、勤番通詞二人や在館中の「御用」通詞が参加している。年末には、歳暮が館守に届けられたが、定例の挨拶はなかった。

② 使船来航にもなう業務

倭館には、年例送使とよばれる使船が年八回派遣され、朝鮮に対する外交儀礼がおこなわれた。使船が入港して出船するまでには、訳官との対面、茶礼、封進宴、中宴席、返翰請取、出船宴がおこなわれるが、すべてに通詞が立ち会っている。

まず、使船入港の知らせを受け、訳官が倭館を訪れると、勤番通詞・五人通詞各一人の立ち会いのもと、東向寺⁽⁴³⁾書役が外交書翰の写しをとった。後日、送使と訳官が対面する際にも、勤番通詞・五人通詞各一人が同席した。茶礼では、送使から東萊府使・釜山僉使へ挨拶がなされた後、朝鮮の礼曹参議への外交書翰が渡された。後日の封進宴では、朝鮮国王の象徴である「殿牌」へ拝礼する肅拜式をし、献上品が朝鮮側に差し出された後、酒宴がおこなわれた。草梁客舎・宴大庁でおこなわれるこれらの儀式には、朝鮮側から東萊府使、釜山僉使や訳官らが、対馬藩側からは送使一行のほか、伴人として、横目・持筒・駕籠⁽⁴⁴⁾といった下級藩士や足軽、町代官らが参加し、さらに勤番通詞・五人通詞各一人が加わった。

送使に対する返翰が朝鮮側からもたらされると、五人

通詞同席のもと、まず東向寺で内容や字句などの「下見」がなされた上で、正式な返翰請取の儀式がおこなわれた。請取の儀礼の日には、朝鮮側から差備官とよばれる応接役人が派遣され、訳官同席のもと、町代官や東向寺僧、勤番通詞・五人通詞各一人が宴大庁に参席して、送使が受領した。出船の日取が決まると出船宴がおこなわれた。その後、訳官が館守のもとを訪れ、勤番通詞・五人通詞各一人に加え、東向寺が出て、返翰に上封した。

定例の使船以外にも、外交・貿易に関する個別の問題で派遣される裁判や、將軍の新立報告や信使の派遣要請などをおこなう臨時使節が派遣されたが、その時も、年例送使の時と同様に、勤番通詞・五人通詞各一人が同席しており、外交に関する手続きすべてに、勤番の通詞がかかわっていることがわかる。

ところで、使船の倭館到着から出船までの間、一連の業務を同じ通詞が担当するのではなかった。寛政八年（一七九六）の副特送使船を例にとると、外交書翰の写しの際は勤番稽古通詞吉松右助・五人通詞陶山弥七郎が出たが、訳官対面の際は勤番通詞仮役小田松次郎・五人通詞陶山弥七郎が、封進宴には勤番大通詞小田幾五郎・五人

通詞川本稻之介が、返翰請取は勤番稽古通詞吉松右助・五人通詞川本稻之介が出る、というように、勤番通詞・五人通詞各一人の任意の一組が働いている。

③ 朝鮮人漂流民の送還にかかわる業務

日本に漂流した朝鮮人は、長崎・対馬を経て倭館に送られる。倭館への到着の知らせを受けて、横目頭⁽⁴⁵⁾と一代官⁽⁴⁶⁾に連絡がなされ、一代官のもとで再度漂流の経緯が聴き取られた。その際、勤番通詞と五人通詞が出向き、通弁をした。聴取が終わると漂流民は訳官に引き渡された。

後日、訳官は漂流民をともなつて倭館館守のもとを訪れ、日本滞在中の馳走の御礼を述べた。漂流民らは館守家の庭に通され、「三拝」して御礼を述べたが、その際、通詞は建物の縁に下り、口上取次をおこなった。最後に再び「三拝」して御礼が済むと、訳官が通され、送還使者である漂差使のもたらした外交書翰が渡された。これらは、釜山僉使・東萊府使の手を経て、朝鮮朝廷に送られた。

④ 日朝間の騒動・事件の解決

倭館は、日常的に日本人と朝鮮人が接触する環境にあるので、時に相手に対する不満や衝突・犯罪などが起こ

り、勤番通詞はその解決にあたらなければならなかった。朝鮮人の窃盗事件を例に、その対処を見てみよう。

寛政一〇年（一七九八）一月一日、横目頭勤務を終え帰国準備中であつた嶋尾久米右衛門宅で、銅火搔がなくなつた。朝鮮人の「氣掛之者」を調べたところ、盗んだことを白状した。館守の指示を受け、新任の横目頭が取り調べをしたが、通弁として小田松次郎をはじめ五人通詞三人が派遣された。

坂の下のマントラという朝鮮人は、一月一七日に銅火搔一つを盗み、炭俵の中に隠して持ち出し、釜山のマグナマに三〇文で売り払つたと述べたので、翌日、勤番通詞を通じて訳官が呼ばれた。館守は、事件について東萊府使へ報告するよう求め、護送役人が着き次第マントラを引き渡すこととしたが、夜も遅かつたので、訳官の求めに応じてマントラを引き渡した。

一月二四日、旧冬から盗難が相次ぎ物騒なので、倭館内の人別改をしていた夜半、西館の副官家⁽⁴⁷⁾の裏手で人の声がした。裏を見ると、物が詰めこまれた俵や朝鮮人の笠履などがあつた。逃亡した者は見つからなかつたが、宴席門脇の番所で包みを見つけた。中身は前日盗まれた

ものであつた。これは倭館内に止宿して連日盗みを働いている、と考え、空き家を調べ回つたところ、参判使役人宅⁽⁴⁸⁾にたばこを吸つたあとがあり、朝鮮人がいた形跡があつた。

そこで、翌二六日、再び通詞を通じて訳官を呼び出し、嚴重に申し入れをした。勤番通詞・五人通詞同席のもと、館守が心配したのは、盗人は空き家で火を扱っているの、**「貴国（朝鮮）より被設置候客舎」**にもかかわらず、朝鮮人の付け火によって燃やされてしまう可能性があること、日本では盗人を捕らえ損じて「打捨」にすることもあるが、闇夜で朝鮮人とわからず同じようにしてしまう危険性があることであつた。

一月二七日、釜山のメグジウという者を捕らえ問いつめたところ、盗みを白状した。他に釜山のチエグナミら二人の間があるというので、倭館内にいたチエグナミも捕らえ、翌日、五人通詞の通弁で、横目頭による詮議がおこなわれた。倭館内での朝鮮人の吟味の際は、訳官の立ち会いが必要だが、「私罷出候も同様」として朝鮮側からは小通事が遣わされた。結果、釜山のシチユリに誘われ、三回の盗みをおこなつたことがわかつた。倭館へ

は、見張りの番人を八〇〇二〇〇文で買収し、宴席門脇から塀を越えて入ったという。火の取扱いについても、シチユリが副官家に火をつけ、その騒動にまぎれて盗みをしように言ったという。一月二十九日、今回の事件は、倭館への侵入、盗み、放火の三つを犯した「重罪」であるとして、館守立ち会いのもとで、勤番通詞・五人通詞から訳官に、再度嚴重の処罰を申し入れた。

その後、何の対応も見られないので、二月五日、堂上訳官の土正（朴俊漢）⁽⁴⁹⁾を呼んだところ、訳官も「大二狼狽」して同行してきたので、勤番通詞・五人通詞を通して、倭館の近所を朝鮮の村船が通航する際には、賊船と区別するため「櫓声」⁽⁵⁰⁾をあげるようにと話し、また、陸路からの侵入を防ぐために倭館周辺の石垣を造りかえるよう求めた。二月二十四日には、石垣検分のための官吏が釜山から派遣され、四月、石垣全部を築きかえることになった。

以上見てきたように、吟味の通弁は五人通詞がおこなうが、朝鮮側に要求・交渉する際には、館守の指示のもとで、勤番通詞・五人通詞が働いた。事件によっては、朝鮮朝廷から外交文書の発給がなされたが、その修正要

求など中央がかかわるものについては、館守のもとへ勤番通詞二人が出仕している。

2 勤番通詞以外の任務

勤番通詞の職務を見ていくと、ほとんどの場合に五人通詞が同行しているのがわかる。勤番通詞は稽古通詞以上から選ばれるため、五人通詞が勤番になることは助勤の場合をのぞいてほばないが、倭館において五人通詞が果たす役割は小さくない。

『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』をもとに、文政元年（一八一八）から文政七年（一八二四）までの間、倭館と対馬を往復した通詞の名と渡海理由をまとめた表2を見ると、文政元年（一八一八）の五人通詞中野五兵衛が「在館之五人通詞人少、病人等有之、御用差支」として倭館に派遣されている。倭館には、常時数人の五人通詞が滞在しながら、勤番通詞に付き従って職務を経験していた。

五人通詞は、勤番通詞付の仕事だけではなく、単独での職務もこなしている。倭館の石垣修築や倭館内の中川

を浚える作業には朝鮮人人夫が派遣されたが、その際に通弁をつとめるのは五人通詞であり⁽⁶¹⁾、先述のように、朝鮮人による倭館内の事件で朝鮮人の聴取をおこなうのも、五人通詞の仕事であった。

再び表2を見ると、勤番通詞以外に、臨時に倭館に渡海する通詞が多いことに気づく。中でも多いのは朝鮮人漂流民送還のために派遣される通詞である。長崎・対馬を経て朝鮮に帰される漂流民には、「漂民送賄通詞」が随行して道中の面倒を見たが、そのほとんどは御免札の者から選ばれた⁽⁶²⁾。中には、送り届けた後、そのまま倭館での詞稽古に励む者もいた。

倭館での業務は、このような御免札の者をも組みこむ形で動いていた。春秋の彼岸に、旧倭館（古倭館）への墓参りのため倭館外に出る時には、詞稽古御免札の通詞が同行し、「於先方入用之節通弁」を担った⁽⁶³⁾。

五人通詞や御免札だけでなく、稽古通詞より上位の人びとも、勤番以外で倭館に渡ることがあった。それが「御用」とよばれる特別な職務につけられる通詞で、勤番通詞とは別に立てられ、外交や貿易にかかわる個別事由についての折衝をおこなった。

たとえば、寛政く文化期におこなわれていた朝鮮信使来聘の「御用」は、それまでの江戸聘札をやめ、対馬で聘札をおこなおうとする難しい交渉であったため、「御用」の通詞も複数立てられ、綿密な事前折衝がおこなわれた。貿易に関する「御用」では、人参・牛皮爪・朝鮮煎海鼠といった藩の輸入品について、その質や量の改善を要求するものが多かった。このような制度の改変にもかかわらず交渉には、主に大通詞が命じられた。

「裁判御用」による渡海も多い。個別の問題で派遣される裁判という外交官には、専任の通詞が附けられた。たとえば公作米年限裁判は、公貿易での輸入品の公木（木綿）を米に換える年限を延長してもらう役目を担い、定期的に派遣された⁽⁶⁴⁾が、このような定例の裁判には、五人通詞・稽古通詞が附けられた。

三 通詞への賞罰と御免札の育成

1 通詞の評価

ここまで見てきたように、通詞はさまざまな職務にあ

【表2】勸番通詞と通詞の移動

	文政1 (1818)	文政2 (1819)	文政3 (1820)	文政4 (1821)	文政5 (1822)	文政6 (1823)	文政7 (1824)
	大通詞・小田幾五郎 (勸番/幕官御用で 中扇国)	稽古通詞・中村格治 (勸番助勤)	稽古通詞・中村格治 →5/18 大通詞・梯 定右衛門	大通詞・梯定右衛門 →4/29 稽古通詞・朝 野雄作	稽古通詞・朝野雄作 6/12 (館) 大通詞・ 梯定右衛門	大通詞・住永恵介 (*)	大通詞・住永恵介 (語趣)
	→2/27~7/9 (館) 大通詞・梯定右衛門 (小田幾五郎中扇国 で)	→7/9 (館) 稽古通 詞・中村格治	稽古通詞・朝野雄作 稽古通詞・朝野雄作 中尾弁吉	稽古通詞・中尾弁吉 →4/6 本通詞・広瀬 与市	本通詞・広瀬与市 →5/28 稽古通詞・ 中尾弁吉	稽古通詞・中尾弁 吉	稽古通詞・朝野雄作 →5/16 稽古通詞・中 尾弁吉
朝鮮 勸番	→4/8 (館) 稽古通 詞・中尾弁吉 →12/10 (館) 中尾 弁吉、病気で交代通 詞なし痛国 →12/10 (館) 稽古 通詞・朝野雄作 (勸番助勤)	稽古通詞・朝野雄作 (助勤)	稽古通詞・朝野雄作 中尾弁吉	稽古通詞・中尾弁吉 →4/6 本通詞・広瀬 与市	本通詞・広瀬与市 →5/28 稽古通詞・ 中尾弁吉	稽古通詞・中尾弁 吉	稽古通詞・朝野雄作 →5/16 稽古通詞・中 尾弁吉
	8/15 (館) 本通詞・ 広瀬与市 (勸番助勤)	本通詞・小田伍作 (勸番助勤)	本通詞・小田伍作 (勸番助勤)	本通詞・小田伍作 (勸番助勤) (~6/19)	4/16 江口幸作 (勸番助勤)		2/1 本通詞・広瀬与市 (勸番助勤)
	1/29 小田幾五郎 (勸番/幕官御用で 中扇国)	4/28 津吉与市郎 (漂民)	1/15 梯定右衛門 (御用)	6/6/19 小田伍作 (代官方御用)	1/晦 齊藤利吉 (漂民)	2/17 楠本広治 (稽古)	1/28 六十八・木寺武七 (漂民)
	7/8 江口幸作 (漂民)	5/7 橋辺伊左衛門 (漂民)	6/19 小田熊作 (稽古)	間1/10 高木熊太郎 (稽古)	3/25 江口幸作 (牛皮取入方、薬 種方御用)	2/10~2/27 朝野雄作 (御用中扇国)	2/27 川上市右衛門 (漂民)
	1/29 住永治右衛 門・住野喜兵衛 (款官御用)	7/8 小田平次郎 (年俵裁判御用)	5/7 齊藤利吉 (漂民)	7/29 梯定右衛門 (御用)	5/28 中尾弁吉 (勸番/漂民兼任)		

朝鮮御用	1/29 梯定右衛門・住永恵介(別御用)	9/19 中野五兵衛(稽古)	7/4 江口幸作(漂流)	8/14 管山善右衛門(漂流)	9/28 吉松右助(漂流)	8/22 朝野東作(漂流)	9/16 住永正兵衛(漂流)
	2/晦 中野五兵衛(五人通詞人少につき)	10/1 住永正兵衛(稽古)	7/4 白水嘉蔵(漂流)	10/25 山田市平(漂流)	7/29 川本市右衛門(漂流)	8/22 川上市右衛門(漂流)	9/16 服部伝右衛門(漂流)
	4/12 津吉与市郎(漂流)	10/28 白水嘉蔵(稽古)	12/17 小田伍作(勤番/代官方御用)	10/25 上野善治(漂流)	9/23 服部伝右衛門(漂流)	9/17 江口幸作・中野五兵衛(参判家上行廊改建)	
	5/29 白水嘉蔵(漂流)			12/19 川本信七(諫官迎送裁判御用)	8/23 中村卯兵衛(漂流)		
	5/29 上野善治(漂流)				8/23 橋辺伊左衛門(漂流)		
	8/16 朝野雄作(不明)				10/24 小田兼作(稽古)		
	9/3 町代官・住永恵介(未取物取入)				12/5 江口幸作(牛皮取入方)		
	11/24 津吉伊右衛門(稽古)						

凡例：『通詞被召仕方・漂流迎送術・町代官・御免札』（韓国国史編纂委員会所蔵）をもとに、日付（朝鮮御用支配の発令日）・人名を記載した。人名についてナシがあるものは、便宜上「一」に統一した。日付の後ろに（籍）とあるものは、『倭館館守日記』（国立国会図書館所蔵）の記載による。朝鮮御用の項は、カッコ内で渡海理由を記した。「漂流」は漂流送術通詞としての渡海、「稽古」は詞稽古のための渡海である。「御用」の内容がわかるものは内容を、不明なものは「御用」とのみ記載した。

たった。それに対し藩は、働きに応じて白米・銀・公木（木綿）などの褒賞を与え、とくに功績をあげた場合には身分の特権を認めることがあった。表3は、『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』を中心に、通詞に身分的特権を認めた事例を集めたものである。

表3を見ていくと、藩が評価する一つは長年の「精勤」で、これにより六十人格や帯刀を認めた。御免札は、一八世紀前半には「六十人」の子弟にのみ与えられたが、一八世紀後半以降は、語学力により「六十人」以外にも認められるようになっていた⁽⁵⁵⁾。そのため、「御大用之節者、御目通江罷出候儀ニも有之」にもかかわらず、通詞のうち「六十人」出身でない者は、職務上必要であつても藩主への御目通りがかなわないう状況になりかねなかつたから、天明二年（一七八二）の稽古通詞牛田善太郎の場合には、「年数実体相勤御用立候者、六拾人ニ被仰付候」として、六十人格を認めた⁽⁵⁶⁾。

もう一つは、難しい「御用」の通弁をこなした際の勤勞が評価され、通詞やその子供に身分的特権を認めたものである。

【史料五】⁽⁵⁷⁾

右者、来聘易地之御用向、誠ニ御重大之御事、（中略）夫二付、市次郎儀、此面且再講使之掛合等専通弁相勤、朝鮮向臨機応変之塩梅、能々相心得居候者素より、御用向之大切至極成所を茂今体認、①御順成方二身命を抛子候而、万場氣を配出精相励、其弥切相勝候氣象、任官中江茂通徹いたし候所より、自然与御用調之便りと相成候義不少、格段之志操旁抜群之勤振二候、尤斯ル御重用筋踏はまり遂出精其功を成候人者、猶又宜御沙汰ニ可被及、此場之上御家之儀、②朝鮮御手長之御役ニ被為在候而、以前より士官江通弁家御所持無之実ハ不御本意儀、自今者、於御国被修聘礼御新例之御事ニも候得者、通弁方二士官之人無之候而者御手支等之御振可有之茂難量、旁二付、市次郎儀、此節被称勤勞、通弁家業ニ而忤代迄式人扶持式石之御徒士ニ被召出重立候、通弁是迄之通相勤候様被仰付候、（後略）

右の史料は、朝鮮信使来聘交渉で中心的役割を果たした大通詞久光市次郎に対して、文化六年（一八〇九）に

【表3】褒賞として身分的特権を認める事例

年月日		内容
明和5 (1768)	5/16	五人通詞になって以降16ヶ年精勤につき、通詞春田治助ら、永々六十人に
安永1 (1772)	4/13	専ら御用立精勤につき、通詞小田常四郎、一生六十人格に
安永2 (1773)	9/16	換米・銅参引換御用の勤功により、大通詞儀最兵衛、忝も三人扶持三石大小姓に
安永4 (1775)	7/11	「通詞之義者重勤柄」につき、大通詞小田常四郎ら、永々六十人に
天明2 (1782)	12/29	訳官御大用の際は藩主御目通りもあり、実体に勤めている者を六十人にした先例もあるので、稽古通詞牛田善太郎、一生六十人格に
天明8 (1788)	5/27	大通詞小田常四郎、帯刀御免
寛政12 (1800)	3/20	五人通詞になって以降40ヶ年精勤につき、大通詞吉松清右衛門、帯刀御免
	8/2	これまで44ヶ年の勤労を称え、大通詞小田常四郎、次男の大小姓までの侍養子御免
文化3 (1806)	11月	(来聘御用通弁により) 大通詞小田幾五郎、子供一人の大小姓養子御免
文化5 (1808)	12/16	来聘御用通弁勤により、大通詞吉松善右衛門ら、帯刀御免
文化6 (1809)	6/13	33ヶ年精勤につき、通詞梯感兵衛、帯刀御免・大通詞役に
	8月	(来聘御用通弁の) 勤労を称え、吉松善右衛門ら、二人扶持二石の一生御徒士に
文化7 (1810)	3月	久光市次郎・吉松善右衛門、永々御徒士に
	5/29	(来聘御用通弁により) 大通詞円嶋茂兵衛、御徒士格大通詞に
	12月	久光市次郎、三人扶持三石に
文化8 (1811)	5月	久光市次郎、永々依取に、通詞家業も御免
弘化1 (1844)	2/10	大通詞仮役広瀬豊吉、本役(大通詞)・帯刀御免
弘化2 (1845)	12/16	一ト立町代官高木恕一、大通詞格・帯刀御免
弘化3 (1846)	1/17	大通詞広瀬豊吉、御徒士に、重立候御用掛合通弁はこれまで通り
嘉永5 (1852)	3/22	多年精勤により、大通詞高木恕一、一生御徒士に召出

典拠：『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（大韓民国国史編纂委員会所蔵）
『文化信使記録』（慶應義塾大学所蔵、ゆまに書房マイクロフィルム）
『分類事考』六（国立国会図書館所蔵）

出されたものである。市次郎は、交渉をうまくすすめるべく尽力し、そのしつかりした志が訳官へも知られていたため、「御用」が順調にまとまったとして評価された(傍線部①)。

そして、対馬藩が朝鮮関係の役儀を担っているながら、通詞に士官の身分の者がいないことを憂慮し、藩は、朝鮮信使の対馬での聘礼という「御新例」を機に、士官の通詞を設けることとした(傍線部②)。大通詞の吉松善右衛門・円嶋茂兵衛もまた、来聘御用の功績により「侍通弁」として認められた。これは、これまで町人身分から成る通詞中にとつては大きな変化である。

「士官」の通詞は、この後もわずかだが続いたようである。弘化三年(二八四六)には、大通詞広瀬豊吉が、下級藩士である御徒士となった⁽⁵⁸⁾。来聘は実現しなかったが、天保一年(二八四〇)以降、朝鮮信使来聘御用の通詞を度々勤めていたことが評価されたのだろう。嘉永五年(一八五二)には、大通詞高木恕一が「多年精勤二付」御徒士に召し出されている⁽⁵⁹⁾。

一方、通詞にふさわしくないふるまいをすると、通詞職を解かれたり、「六十人」の特権身分を取り上げられた

りした。

小田常四郎という通詞は、明和四年(一七六七)、父の不調法が理由で、稽古通詞を解雇された。ところが、明和五年(一七六八)には御雇通詞として復帰し、朝鮮勤番をも任じられた。明和六年(一七六九)には、「功者之通詞」が少ない中で、常四郎は「言葉人柄相応」である上、処罰から二〜三年が経過しているとして、本通詞となることができた。その後、常四郎は大通詞にまでのぼり、朝鮮詞指南役もつとめた。

本通詞朝野最蔵の場合は、「日本国内可令秘密條々」が書かれているため輸出禁止とされた『和漢三才図会』を持ち出し、朝鮮側に売り渡したとして処罰された。

【史料六】⁽⁶⁰⁾

今般訳使より買戻願出候書物之内、和漢三才図会之義、日本国内可令秘密條々を白地ニ書頭シ候書物故、売込被差留候、(中略)送状ニハ唐版三才図会之様ニ令書載、両御関所改人之目を瞋シ、其上外向江取散置候段、重々深キ巧有之仕形ニ相見、通詞役之義ハ御隣交之緊要ニ預ケ、重御用向之通弁をも相勤候

事故、詞之精粗・人柄・善悪前後之勘弁切要之事二候、(後略)

最蔵に対する右の判決の中で、通詞は、朝鮮との隣交という大切な職務を担い、重要事項の通弁をつとめる存在であるとされ、語学力だけでなく、人柄や倫理観についても重要視されていることがわかる。したがって、書名を偽ってまで禁制の本を持ち出し朝鮮側に売り払った最蔵は、通詞としての資格にも欠けるとして、天明四年(一七八四)、六十人格・通詞ともに返上となり、朝鮮渡海も許されなくなつた。ところが、天明七年(一七八七)には御雇通詞となり、翌年、本通詞として復帰し、最終的には大通詞まで至つた。

これは史料一で取り上げた白水四郎治の場合も同様であるが、藩は、処罰した通詞をまずは「御雇」として再び採用し、通詞中に空席が出ると復帰させ、朝鮮御用に利用している。語学力だけでなく、人柄・倫理観にもすぐれ、交渉で成果をあげるという「功者之通詞」を育成するには、年数がかかる。だから藩は、能力のある通詞を捨て置くことができず、藩の処罰よりも、通詞の持つ

能力を優先させたのである。

2 御免札の育成

藩による通詞養成が、近代までどのように受け継がれたのかについては、断片的にしか知ることができない。享保一二年(一七二七)、対馬府中(厳原)にある使節宿舎の使者屋に養成所がつくられ、毎朝午前中の稽古および月一回の「考日」という口答試問がおこなわれた。その後、稽古場は府中各所を移転し、享保一七年(一七三二)には詞師匠の吉松清右衛門宅が稽古場に使われた。安永三年(一七七四)には、毎月二・七の日に使者屋で「詞考」という試験が実施され、寛政元年(一七八九)には、藩校の小学校の使用が願い出されている⁽⁶¹⁾。

その後も、大通詞を中心として国元・倭館での詞稽古が積極的におこなわれ、寛政四年(一七九二)には、稽古での成績(「入丸」)を提出するよう達が出され、倭館でも勤番通詞が試験を実施して成績を提出することとなつた⁽⁶²⁾。

一九世紀に入ると、藩は新たな養成策を打ち出した。

朝鮮詞稽古をしている子供に対し、褒賞や稽古料を支給することで、これから御免札を得る朝鮮語学習者を育てようとしたのである。これは「近年内信使来聘も可被仰」情勢を受けた政策であった。文化元年（一八〇四）には、詞稽古をしている者のうち一〇人に対し、稽古料として月々一人扶持を支給し、⁽⁶³⁾文化四年（一八〇七）から文化七年（一八一〇）にかけては、御免札の者のうち八人に、同じく月々一人扶持を支給し、学習を奨励した。⁽⁶⁴⁾

あわせて、文化二年（一八〇五）には、藩校の小学校近くに稽古場を設けた。大通詞小田常四郎を指南役として、在国中の大通詞・通詞中が助勤をすることとし、月九回、三・六・九の日の四つ時から七つ時まで、詞稽古がおこなわれた。第二章で見たように、信使来聘に備えて藩は五人通詞を増員していたから、五人通詞をはじめ、御免札・稽古料を支給されている学習者を育成することが、藩にとつての急務であった。半紙・筆・墨などの備品も毎年支給され、月々の「入丸」が藩に報告された。⁽⁶⁵⁾

ところが、固定した稽古場を持たなかったのか、文化八年（一八一一）には指南役の通詞吉松与左衛門宅が稽古場となっており、その後、再び転々とした。文化一二

年（一八一五）には大通詞小田幾五郎宅が稽古場となり、その後吉松与左衛門宅が、文化一四年（一八一七）、与左衛門の死去にともなうて長寿院が、文政三年（一八二〇）には使者屋が使われた。

【史料七】⁽⁶⁶⁾

通詞之儀、朝鮮御掛合筋二付而者追々御仕立不被成候而不相濟儀二候処、近年功者茂相減、只今之体二而者朝鮮詞相心掛候仕立之者茂至而稀二有之と相聞不安次第二候、就夫朝鮮詞稽古筋仕立之儀二付、大通詞小田幾五郎より心付之儀申出候品有之、右二付其方達より茂了簡被申出尤之儀二付、此節稽古仕立方仰付候間、左之通可被相心得候、（後略）

稽古場は変わったが、藩からの稽古料の支給は、文化八年（一八一一）の信使終了後も継続された。対朝鮮関係を担う対馬藩にとつて、通詞を次々と育成することは不可欠であったが、文化一二年（一八一五）の右の達を見ると、近年「功者」も減り、朝鮮語を学習する者もわずかになってしまったことを心配している。そして、大

通詞小田幾五郎の提案にしたがつて、詞稽古に力を入れるようになった。

提案の詳細を知ることにはできないが、大通詞小田幾五郎・本通詞吉松与左衛門を指南役として、国元にいる大通詞・本通詞・稽古通詞が助勤をし、五人通詞・御免札を月九回指導することとした。これは、文化二年（一八〇五）と同様の指導形式・回数であるので、朝鮮信使來聘を終えても、來聘前と同じような詞稽古をおこなうこととしたのだろう。その甲斐あってか、翌年の文化一三年（一八一六）には、稽古生みなが出てくるようになった。

ところが、文政三年（一八二〇）には、「出人も少有之」として通詞中に達が出された⁽⁶⁷⁾。通詞が「御宛行輕キ身分二付、経営方二行足不申」状況で、稽古場に出仕しないこともあったのだろう。第一章で見たように、一八世紀前半と比べると、通詞の宛行は少なかった。文化度の朝鮮通信使來聘後、藩は倭約令を出して通詞の人数を減らすほどであったから、宛行を増やすなどの措置は講じられず、通詞は「其業ニ食ミ候身分」である以上、出てくるよう求められた。文政四年（一八二一）には、詞

稽古の子供が増え稽古本に支障が生じたとして、筆墨紙が支給されるほどにはなり⁽⁶⁸⁾、指南役も通詞中に順に受け継がれ、詞稽古は続けられた。

おわりに

日朝貿易にたずさわることで朝鮮語の能力をそなえていた町人たちが、藩によって家業から切り離され、専門の通詞として活動する、その実態を見てきた。藩自らが、通詞となるべき朝鮮語学習者を養成し、通詞機構のもので通詞に外交の一端を担わせていた。藩にとって望ましい通詞とは、朝鮮語が達者なのはもちろんのこと、人柄や倫理観にもすぐれ、下級外交官として交渉を順調に進められる者であった。それに見合う「功者之通詞」には、褒賞や身分の特権を与えることで評価した。一九世紀に入ると、基本的には町人から成る通詞のうち、とくに優れた者を十分に取り立てることさえした。

これらは一定の成果を上げたが、限界もあつた。財政面での負担から、通詞の人数は最小限に抑えられ、宛行は一八世紀後半以降少なくなつた。その中で、通詞はさ

さまざまな職務を果たしたが、詞稽古や語学生の教育もその一つであった。一方で、朝鮮語を学習しようとする者が一九世紀頃には少なくなつたから、通詞の不足を外交の死活問題と考えた藩は、稽古料を支給してまでも学習者の育成につとめた。しかし現役通詞の待遇が改善されないまま後進を育成しなければならぬ状況下で、詞稽古は再三立て直しを余儀なくされた。

このような制度的な限界をかかえながらも、藩による通詞養成は近代初期まで続き、通詞機構は存続した。それは、個々の通詞の能力に拠るところも大きかつただろう。文化一三年（一八一六）、指南役の大通詞小田幾五郎・本通詞吉松与左衛門に出された達に次のように書かれている。

【史料八】⁽⁶⁹⁾

右者、朝鮮詞指南方之儀相達置候以来、兩人令合体、幼年之者共二候を自然と相進候道深く心得、導方懇切成所より、時体向茂違、詞稽古之者共者素、幼少之子供二至、会日二者無不参罷出候様相聞候、右兩人共多年勤番等茂満、困窮之中、右之通指南方二打

傾候段、尤至極之心得方二候、（後略）

稽古生みなが会日に出てくるようになったのは、指南役の大通詞小田幾五郎と本通詞吉松与左衛門が、経済的に困窮するにもかかわらず、これから通詞になるべき者を懇切に指導したためで、長年通詞職にある経験や能力、人柄が稽古を促進しているといえよう。それだけに、指南役が交代となると詞稽古は一旦衰勢に向かつたが、藩は、「詞達者」で「堅固」な六十人住永恵介を次の指南役に命じること、再度立て直しを図つた。

「功者」の尽力・牽引で通詞は養成され、また次の「功者」が後進を育てた。この継続によつてこそ、通詞機構は維持された。このように養成された通詞たちが、近代に至るまで日朝外交で重要な役割を果たしたのである。

【注】

(1) 近世日本が、いわゆる「四つの口」とよばれる限られた場所、異国・異域とつながっていたことは、荒野泰典「幕藩制国家と外交―対馬藩を素材として」（『歴史学研究』別冊、一九七八年）以降よく知られている。そのう

ち、日本と独立国家同士の外交関係を結んだのは朝鮮のみである。①琉球は王国として存続し、幕府に対して謝恩使・慶賀使を派遣して「国交」を結んだが、実質的には薩摩藩の支配下に置かれていた。②長崎の出島や唐人屋敷では、それぞれオランダ・中国と貿易のみがおこなわれた。オランダ商館長は江戸に参府するが、日本（幕府）とオランダ国王とは国書を交わしていない。③北方では、松前藩とアイヌとの間で、交易がおこなわれ、幕府巡見使や藩主に対する御目見え儀礼もおこなわれたが、それぞれに地域集団を形成しているアイヌは「国」をつくっておらず、外交関係は結ばれていない。

(2) 日本側では「倭」の字を使うことを嫌い「和館」と表記しているが、本論では「倭館」に統一して記述する。

(3) 対馬藩の朝鮮語通訳官は、通常「朝鮮通詞」「通詞」と記される。萩藩・薩摩藩・琉球王国にも、朝鮮語を扱う通詞がいたことが明らかにされている（木部和昭「朝鮮漂流民の救助・送還にみる日朝両国の接触―朝鮮通詞の問題と漂流民の騷擾事件を中心として―」、『史境』二六、一九九三年、小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と中島治平」、『歴史手帖』二二・四、一九九四年、木部和昭「萩藩における朝鮮語通詞と朝鮮情報」、『史境』五七、二〇〇八年、徳永和喜「薩摩藩の朝鮮通事について（一）」、『青

山史学』一三、一九九二年、松原孝俊「琉球の朝鮮語通詞と朝鮮の琉球語通詞」、『歴代宝案研究』八、一九九七年など。また、近世の通訳官には、長崎のオランダ通詞や唐通事、琉球王国の唐通事、松前藩の蝦夷通詞などが存在する（片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』、吉川弘文館、一九八五年、木村直樹『〈通訳〉たちの幕末維新』、吉川弘文館、二〇一二年、林陸朗『長崎唐通事』、吉川弘文館、二〇〇〇年、佐々木利和『蝦夷通詞について』、『アイヌ史の時代へ―余瀝抄』北海道大学出版会、二〇一三年など。これらの通詞・通事との比較検討は別稿に譲り、本稿では対馬藩の朝鮮通詞のみを扱い、便宜上、本文中は「通詞」と省略する。

(4) 対馬宗家文書『倭館館守日記』（国立国会図書館蔵、ゆまに書房マイクロフィルム）、寛政九年（一七九七）一月十八日条。『倭館館守日記』は、倭館での最上席者である倭館館守の執務記録である。船や人の行き来から、朝鮮側との話し合いの概略などまで、倭館での出来事が記されている。

(5) 朝鮮の日本語通訳官を倭学訳官といい、訳官と呼びならわす。対馬藩の史料では「任官」「判事」「両訳」とも記される。中央官庁の司訳院での試験に合格し、倭館に派遣される。とりわけ、訓導・別差と呼ばれる二名が倭館

と日常的にやりとりする重要な存在で、東萊府（倭館を管轄する朝鮮の地方行政機関）と倭館とを結んだ。金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について―李朝の対日政策の一理解のために―」（『朝鮮学報』一〇八、一九八三年）によると、訓導の任期は二年半、別差は一年で、倭館で特別な事件が起こると、別に堂上訳官（注四九など）が派遣されたという。訓導・別差の下に、小通事と呼ばれる下級通事が三〇人ほどいた。

- (6) 雨森芳洲『交隣提醒』（田代和生校注、平凡社、二〇一四年）、一二項目。藩儒雨森芳洲が記した具申書で、享保一三年（一七二八）に完成し、藩主宗義誠に提出された。『交隣提醒』が提出される前年の享保一二年（一七二七）には、雨森芳洲の計画にしたがって藩による通詞養成所が設置されており、『交隣提醒』にも通詞を重要視する記述が見られる。

- (7) 長正統「日鮮関係における記録の時代」（『東洋学報』五〇・四、一九六八年）、田代和生「草梁倭館の設置と機能」（『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、一九八一年）によると、裁判は、通信使迎送・訳官使迎送・公作米年限延長（注五四で後述）・その他特別の交渉事項の四つの名目で派遣される外交官で、上級藩士から任命されるが、町人が任じられる場合は、上級藩士並の格式・

知行が与えられたという。

- (8) 長正統「日鮮関係における記録の時代」、田代和生「草梁倭館の設置と機能」（前掲注七）によると、一代官は、貿易の売買交渉・決裁など経済面を担当した代官の頭役で、馬廻格（上級藩士）から任命された。

- (9) 『交隣提醒』（前掲注六）、一一項目。雨森芳洲に限ったことではなく、通詞が「切要之役人」とあるという記述は、藩からの達に繰り返し出てくる。

- (10) 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」（『史学』六〇・四、一九九一年）。

- (11) 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」（『海事史研究』四八、一九九一年）。

- (12) 松原孝俊・趙眞璟「雨森芳洲と対馬藩「韓語司」での教育評価について」（『言語科学』三二、一九九七年）、同「敵原語学所と釜山草梁語学所の沿革をめぐって―明治初期の朝鮮語教育を中心として―」（『言語文化論究』八、一九九七年）、同「雨森芳洲と対馬藩「韓語司」における学校運営をめぐって」（『比較社会文化（九州大学大学院比較社会文化研究科紀要）』三、一九九七年）。

- (13) 大曲美太郎「釜山港日本居留地における朝鮮語教育」（『青丘学叢』二四、一九三三年）、小倉進平「釜山における日本の語学所」（『歴史地理』六三・二、一九三四年）。

同時期の対馬での朝鮮語教育については、日野義彦「対馬に於ける隣国語学習について」(『対馬風土記』二〇、一九八四年)がある。

- (14) 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と情報」(『歴史手帖』二二、四、一九九四年)。

- (15) 徳川家斉の襲職祝賀のための信使来聘は、天明八年(一七八八)、日本側から朝鮮側へ一旦延期が求められ、その上で、寛政三年(一七九一)以降、易地聘礼での実施が交渉された。易地聘礼は、それまで江戸でおこなっていた朝鮮信使の聘礼を、対馬の厳原での実施に変更するものである。従来朝鮮信使の形式と異なるため、交渉は非常に難航し、信使来聘は文化八年(一八一二)によりやく実現した。文化度の朝鮮信使については、田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」(『東洋学報』二三・三・四、二四・二・三、一九三七〜一九三八年、同『近代日鮮関係の研究』下巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年に再録)や三宅英利「文化朝鮮信使考」(『北九州大学文学部紀要B系列』一一、一九七八年)に詳しい。
- (16) 木村直也「朝鮮通詞と情報」(『歴史手帖』二二・四、一九九四年)。
- (17) 鶴田啓「日韓双方の史料からみる接触の場」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇一年)。

- (18) 長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」(『史淵』一一五、一九七八年)。

- (19) 河字鳳ほか「史料紹介『御尋朝鮮覚書』―異本『朝鮮風俗記』」(『全北史学』一九・二〇、一九九七年、原文韓国語)、田中隆二「一八世紀対馬の朝鮮通詞松原新右衛門の朝鮮観とその継承」(『亜細亜文化研究』三、一九九九年)、栗田英二「対馬島通事が見た一八世紀韓半島文化」(『人文芸術論叢』二〇、一九九九年、原文韓国語)、同「対馬島通事が見た一八世紀韓半島文化2」(『人文科学研究所』二五、二〇〇三年、原文韓国語)、箕輪吉次「小田幾五郎『草梁話集』について」(『日語日文学研究』七一・二、二〇〇九年)、箕輪吉次「小倉文庫本『北京路程記』について」(『日語日文学研究』七五、二〇一三年)、小幡裕倫「対馬通詞小田幾五郎の朝鮮文化認識―『通訳酬酢』を中心に―」(『社会科学研究』六、二〇〇二年、原文韓国語)、許芝銀「対馬朝鮮語通詞小田幾五郎の生涯と対外認識―『通訳酬酢』を中心に―」(『東北亜歴史論叢』三〇、二〇一一年、原文韓国語)、箕輪吉次「小田幾五郎『通訳酬酢』小考―朝鮮羸貞と日本羸貞―」(『日語日文学研究』七四、二〇一二年)、いずれも大韓民国での刊行である。日本では、田代和生『倭館』(文芸春秋社、二〇〇七年、同『新・倭館』、ゆまに書房、二〇

一二年として再刊)、川端千恵「対馬藩朝鮮語通詞の朝鮮認識―大通詞小田幾五郎を中心に」(『文化交流 関西大学東アジア文化研究科院生論集』一、二〇一三年)、許芝銀「境界面としての倭館―『通訳酬酢』の「風儀之部」・「酒禮之部」・「飲食之部」を中心に―」(『Juncture』五、二〇一四年)などの論稿がある。

(20) 小田幾五郎の経歴については、田川孝三「対馬通詞小田幾五郎と其の著書」(『書物同好会冊子』一一、一九四〇年、『書物同好会会報附冊子』復刻版、龍溪書舎、一九七八年)、小田幾五郎『象胥紀聞』(鈴木木三編・解題、村田書店、一九七九年)、対馬宗家文書『朝鮮方御役人衆より内々御尋二付申出』(大韓民国国史編纂委員会所蔵、韓国での目録表題は『通詞二付御書付寫』)、対馬宗家文書『通詞被召仕方・漂流民迎送賄・町代官・御免札』(大韓民国国史編纂委員会所蔵)をもとに記した。

(21) 田代和生「貿易商人「六十人」について」(『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、一九八一年)によると、「六十人」は、もともと宗氏の家臣団で、所領の代わりに商業上の特権が与えられた商人をいう。一五世紀中ごろの創設当初、六〇人であったことからその名がつけられた。戦乱などで三〇人ほどに減少したため、三〇人を「古六十人」として継承させながら、一七世紀初頭以降「新六十人」を加え、「六十人」の人数を増やしていった。「六十人」は御目見以上の商人層で、貿易役人として倭館に派遣されたり、輸出入の調達・輸送・販売などを請け負った。

(22) 『朝鮮方御役人衆より内々御尋二付申出』(前掲注二〇)は、文政二年(一八一九)以降に小田幾五郎から藩に提出されたものであるが、その中では安永四年(一七七五)に五人通詞となったとしている。

(23) 長崎での勤番は、朝鮮人漂流民の訊問・対応が主であった。日本に朝鮮人が漂流すると、まず長崎に送られて漂流の経緯が聴き取られた後、対馬を経由して倭館に護送された。その送還については、荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」(『歴史評論』四〇〇、一九八三年)、池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、一九九八年)、李薫『朝鮮後期漂流民と日朝関係』(池内敏訳、法政大学出版局、二〇〇八年)に詳しい。

(24) この逸話は、対馬宗家文書『通訳酬酢』(大韓民国国史編纂委員会所蔵)による。『通訳酬酢』は、大通詞小田幾五郎の著作で、天保二年(一八三一)に藩に献上された。通詞と訳官の対話形式で、一二のテーマについて記されている。

(25) 『通詞被召仕方・漂流民迎送賄・町代官・御免札』(前掲注

二〇)。

- (26) 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」(前掲注一〇)、対馬宗家文書『分類事考』六(国立国会図書館所蔵)、安永二年(一七七三)一〇月二九日条。『御加扶持所・御宛行・朝鮮人江被成下物・外向贈物被成下』(対馬歴史民俗資料館所蔵)の安永二年(一七七三)閏三月二八日条に、「三ヶ年之間敵御儉約被仰出置」状況下で困窮する「八人通詞中」の宛行を増額する記述がある。現在七人いる「八人通詞」のうち二人が「繰上」となった場合、代わりを入れず、もとの五人にすることが検討されていた。
- (27) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』(前掲注二〇)、文化一三年(一八一六)八月一四日条、藩の勘定奉行所宛で、「五人通詞人数之儀、被申出候通、去戌年老人減被置候得共、通詞之儀者、自餘之役々と違、屹度御仕立不被置候而難叶事故、追而移代等有之節者、相達方も可有之、当時ハ先只今之人数七人ニ可被心置候」とある。つまり時代が移り、朝鮮信使来聘がおこなわれる状況になれば、再び人数を増やそうとしたのだろう。
- (28) 『分類事考』六(前掲注二六)。
- (29) 対馬宗家文書『韓語稽古規則』(対馬歴史民俗資料館所蔵)。田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」(前掲注一〇)や米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」(前掲注一一)

で全文が紹介されている。

- (30) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』(前掲注二〇)、文化一二年(一八一四)九月一八日条。白水四郎治への達。
- (31) 長正統「日鮮関係における記録の時代」、田代和生「草梁倭館の設置と機能」(前掲注七)、一九八一年)によると、代官は貿易の売買交渉・決裁など経済面を担当した。その中で別代官は、勘定方役人の兼務で私貿易を担当し、安永六年(一七七七)以降は参定代官と呼ばれた。町別代官(町参定官)と呼ばれる町人身分の者もいた。町代官は、代官配下の町人身分の者で、貿易業務や会計を取り扱った。
- (32) 倭館は、もともと日本人応接のための「客館」である。対馬藩でも倭館のことを「客館」ともいったので、倭館勤務の際の手当を「客料」とよびならわしたのだろう。
- (33) 対馬宗家文書『通詞中在館御宛行加増被仰付候覚書』(大韓民国国史編纂委員会所蔵)。
- (34) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』(前掲注二〇)、文化元年(一八〇四)七月二十三日条に、宝暦年以降についての言及がある。安永八年(一七七九)の宛行増については、『御加扶持所・御宛行・朝鮮人江被成下物・外向贈物被成下』(前掲注二六)安永八年一月

二七日条。

(35) 『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文化元年（一八〇四）十二月十二日条。

(36) 『倭館館守日記』（前掲注四）、寛政九年（一七九七）一月一八日条。

(37) 『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（前掲注二〇）、享和二年（一八〇二）六月二一日条に記されている「乍恐口上覚」、御免札陶山弥七郎から朝岡要・早川長左衛門（朝鮮御用支配）宛。

(38) 『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（前掲注二〇）、安永八年（一七七九）六月十日条によると、六十人小林好之助は、昨年まで倭館の町参定官（私貿易担当代官）をしていたが、その渡航・滞在規則では「朝鮮人見分之前も難義存候」として、次は「通詞中稽古渡之格」で渡海したいと、藩に願ひ出ている。

(39) 『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文化一〇年（一八一三）閏一月一五日条によると、長崎勤番通詞は、貿易にかかわる「御除役」をも兼勤していたことがわかる。「御除役」がどのような職務なのか詳しく知ることはできないが、筆算が可能な「六十人」から一人が「御除役」として別に派遣されていたから、梶輝行「長崎聞役と情報」（岩下哲典・真栄平房

昭編『近世日本の海外情報』岩田書院、一九九七年）で挙げられた長崎蔵屋敷の役割の一つ、国産販売・金員調達などの経済的側面にかかわる役であったと考えられる。「御除役」の者は朝鮮語が上手であるとは限らないので、漂流民など「御用」の際には、勤番通詞が一人ですべての通訳業務をこなさなければならなかった。そのため、文化一〇年以降、長崎勤番通詞を二人とし、そのうちの一人が「御除役」を兼ねた。

(40) 米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」（前掲注一一）。本章は、とくに断りのない限り、『倭館館守日記』（前掲注四）の事例から論じた。

(41) 月六回、開市とよばれる私貿易がおこなわれた。通詞小田幾五郎が著した『草梁話集』（安彦勘吾「草梁話集」（『帝塚山短期大学紀要 人文・社会科学編』二六、一九八九年の史料紹介）では、朝鮮側の商人や訳官が開市大庁を訪れ、代官に対面し、日本側の役人や商人と取り引きする様子が描かれる。その年初めの開市を「初市」といい、一月八日におこなわれてきたが、『倭館館守日記』（前掲注四）、寛政一二年（一八〇〇）一月九日条の記述から、「祝式等も有之、公私之御日柄心濟不致」として、寛政一二年からは一月九日の実施となったとわかる。

(43) 倭館にある臨濟宗寺院で、対馬から禪僧が輪番で派遣さ

れ、外交文書の記録・審査・勘案をおこなった。歴代の東向寺輪番については、池内敏「以厩庵輪番制と東向寺輪番制」(『九州史学』一六三、二〇一二年)に詳しい。

(44) 横目・目付は、倭館の治安維持や監察をおこなう下役人である。岡本健一郎「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」(『九州史学』一三〇、二〇〇二年)によると、横目・

徒士目付は下級藩士の徒士格から、足軽である鉄砲・簀・道具・厩・草履取・駕籠から組横目・下目付が任命され、倭館でも同様であったという。外交儀礼における治安維持のために持筒・駕籠が同席したのだろう。

(45) 横目頭は、倭館の治安維持・監察をおこなう横目の頭役で、岡本健一郎「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」(前掲注四四)によると、横目頭は馬廻格(上級藩士)から任命されたという。

(46) 朝鮮人漂流民が護送されると、朝鮮側から対馬藩使者の応接がおこなわれたから、貿易担当官の一代官が漂流民の訊問をも統轄したと考えられる。

(47) 年例送使の一つである副特送使のための客館のことを、副官家と呼んだ(田代和生『倭館』(前掲注一九)館守屋敷のある龍頭山の西側(西館)は、このように使者として派遣された者が短期で滞在する建物が多かった。

(48) 参判使は、將軍の死去・新立、対馬藩主の隠居・新立、

通信使関係で派遣される臨時使節である。参判使のための客館(参判屋)も龍頭山の西側(西館)にあり、副官家(前掲注四七)の近くにあった。

(49) 朴俊漢は、寛政八年(二七九六)に訳官使として対馬に来島した訓導で、朝鮮信使来聘交渉では、対馬藩に協力する姿勢を示した。堂上訳官という、正三品通政大夫以上の品階を授けられた訳官で、朝鮮朝廷に対して周旋を働きかけることができる地位にあった。訓導を終えた後、通詞や館守と度々接触している。

(50) 『日本国語大辞典』(第二版、小学館、二〇〇二年)によると、「櫓声」は「ろせい」「ろごえ」と読み、「舟の櫓をこぐ音」とされているが、この申し入れ以降、実際に音・声を出すことで、村船通航を知らせたようである。

(51) 『倭館館守日記』(前掲注四)をめくると、たとえば寛政七年(一七九五)二月一八日に、中川浚の入来したため、五人通詞の陶山弥七郎・川本稻之介が通弁に出ている。これらの業務に対しては、五人通詞としての「定例」の宛行とは別に手当がつき、国元への帰国時にまとめて支給されている。

(52) 漂民送贈通詞は、御免札の者から選ばれるのが通例であった。朝鮮との通交にかかわる諸事を扱う朝鮮方の頭役が、人柄なども含めて人選をおこなっていたが、安永四

(一七七五)年九月二十七日以降、町奉行の管轄となった。勤番通詞や五人通詞が渡海する際に、漂民送賄通詞を兼任することもあった。

(53) 延宝六年(一六七八)に、倭館は現在の草梁に移された。

旧倭館(古倭館、豆毛浦倭館)にはそれまでの死没者の墓があったため、春・秋の彼岸七日には、倭館外への墓参りが認められていた。出かける者は事前に申告し、五七人ほどの大勢で移動し、朝早く出て日が暮れる前には戻ることにした。道中、朝鮮人と喧嘩・争論しないよう命じられていたが、向こうから理不尽に手を出してきた場合は、同行の横目(前掲注四四)の指図にしたがうこととし、場合によっては訳官に「懸合」して決着をつける、あるいは御免札の者に通弁させるなどした。

(54) 長正統「日鮮関係における記録の時代」(前掲注七)。公貿易における決裁で、朝鮮側からは公木(木綿)が渡されたが、慶安四年(一六五二)、対馬藩は公木を米に換えるよう求め、五年の期限付きで認められた。これを「換米の制」という。対馬藩は、この「換米の制」の期限が近付くと、年限更新のため裁判を派遣した。

(55) 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」(前掲注一〇)によると、宝暦一〇年(一七六〇)一〇月、語学力が一定レベルに達していれば、詞稽古御免札を広く出すように、と

の指示が出されたという。

(56) 表3を見ると、功績を称えて六十人とする場合、「一生六十人」と「永々六十人」がある。「一生」はその一代限り、つまり通詞本人のみに許すもので、「永々」はその家に受け継がれることを意味する。したがって、「永々六十人」のほうがより高い評価を受けているといえる。

(57) 対馬宗家文書『朝鮮通信使記録』(慶應義塾大学所蔵、ゆまに書房マイクロフィルム)、文化元年(一八〇九)八月十一日条、大通詞久光市次郎への達。

(58) 『分類事考』六、(前掲注二六)、弘化三年(一八四六)一月一七日条。

(59) 『分類事考』六、(前掲注二六)、嘉永五年(一八五二)三月二日条。

(60) 『訳使江和漢三才図会を売込候一件』(大韓民国国史編纂委員会所蔵)、天明四年(一七八四)閏正月二日付。

(61) 寛政三年(一七九二)までの稽古場については、田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」(前掲注一〇)でもふれられている。

(62) 『通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』(前掲注二〇)、寛政四年(一七九三)四月三日条。

(63) 通詞被召仕方・漂民迎送賄・町代官・御免札』(前掲注一六)、文化元年(一八〇四)一二月一二日条によると、

殿村周藏・阿比留浅治・津吉善之允・高雄吉五郎・中村格治・川上文藏・住野宇三郎・住永恵吉・諸岡吉藏・牛田虎之介の一〇人に「近年内信使来聘も可被仰付」情勢につき、稽古料が支給された。

- (64) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）。文化四年（一八〇七）七月七日の朝野藤兵衛に、文化五年（一八〇八）一〇月八日に御免札を認めた上で中尾徳治・山田利吉に、文化七年（一八一〇）八月二九日に御免札の朝野左右作・朝野東作に、同年一〇月晦日に御免札荒川小三郎・江口福次郎・高木八十郎に、それぞれ月々一人扶持を支給した。

- (65) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文化二年（一八〇五）二月一五日条。

- (66) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文化十二年（一八一五）九月四日条。

- (67) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文政三年（一八二〇）二月一五日条。稽古場を使者屋に設け、六十人住永恵介を指南方とするので、大通詞・通詞は助勤をすること、稽古通詞は「何成難事」であつても通弁が滞らないよう「成熟」を目標として参加すること、五人通詞は「専ラ仕立之身分」なので出てきて「修行」すること、幼若の者の「詞考」はそれぞれ

に応じ実施し、五人通詞が会日ごとにまとめて提出すること、が通達された。

- (68) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文政四年（一八二一）二月二七日条。

- (69) 『通詞被召仕方・漂民迎送贈・町代官・御免札』（前掲注二〇）、文化一三年七月九日条。

【付記】執筆にあたり、長崎県立対馬歴史民俗資料館・国立国会図書館・韓国国史編纂委員会の各機関に大変お世話になりました。また、日本史研究会例会（二〇一四年九月）・名古屋歴史科学研究会例会（二〇一五年二月）・鍵屋歴史館セミナリー（二〇一五年三月）において本稿の一部を口頭発表した際、数々の貴重なご教示・ご助言を賜わりました。記して厚く御礼申し上げます。

受稿

二〇一五年四月一三日
二〇一五年五月一五日

レフェリーの審査
を経て掲載決定